

写

令和8年8月21日

埼玉労働局長

田平 浩二 殿

埼玉地方最低賃金審議会

会長 野崎 正

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月21日貴職から、令和8年8月5日付け埼玉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。